

企画部 における随意契約の実績 (令和4年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	情報基盤 整備課	市町村役場対 向多重無線回 線改修工事(今 帰仁村)	令和5年1 月24日	4,081,000	NECネットエスアイ株式 会社 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2 タイムビル7F	第167条の 2第1項第2 号	本契約は、今帰仁村役場の庁舎移転に伴い、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)の中継局改修工事(アンテナ方向調整、試験調整等)を行うものである。 本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として整備したネットワークであり、専用のシステムで構築されているため、上記業務を行うには、本ネットワークや無線に関する専門的な知識を有する必要がある。そのため、本ネットワークの構築・整備を行い、毎年無線局の点検等を実施している、左記業者を契約の相手方とした。	特命随意 契約
2	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク運 転監視業務委 託	令和5年3 月24日	17,133,600	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の 2第1項第2 号	本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの県庁局常駐運転監視(定時中)及び遠隔監視(時間外、祝祭日)を行うものである。 本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。 そのため、本業務の実施にあたっては、監視装置の操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。そのため、本ネットワーク整備工事を行った事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。	特命随意 契約・長期 継続契約
3	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク保 守点検業務委 託	令和5年3 月24日	25,300,000	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の 2第1項第2 号	本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの保守点検業務を行うものである。 本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。 そのため、本業務の実施にあたっては、監視装置の操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。そのため、本ネットワーク整備工事を行った事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。	特命随意 契約・長期 継続契約

企画部 における随意契約の実績 (令和4年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワークIP通信システム運用業務委託	令和5年3月24日	13,200,000	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-2	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)のIP通信システムについて、システムログの取得による状態管理や障害対応等により、システムの安定運用を図るものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、IP通信システムの操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する必要がある。そのため、本ネットワーク整備工事を行った事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	特命随意契約・長期継続契約
5	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中継局自家用電気工作物保安監理業務委託	令和5年3月30日	1,544,400	一般財団法人沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西3丁目8番地21号	第167条の2第1項第2号	<p>沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中継局は、電気事業法43条第1項により主任技術者の選任義務があるが、同法施行規則第52条第2項の規定に基づき、同規則52条の2に定める要件に該当する者と保安管理業務を委託する契約を締結し、経済産業大臣(沖縄総合事務局長)の承認を得た場合には、主任技術者を選任しないことができる。</p> <p>また、本業務は本島、離島の各中継局電気工作物の保安の監督を行う重要な業務であり、業務の適切な履行や緊急時の対応のため、離島を含む県内各所に事務所を有しているものと契約する必要がある。</p> <p>上記要件を満たすのは県内に1者のみであることから、(一財)沖縄電気保安協会を選定している。</p>	特命随意契約・長期継続契約

企画部 における随意契約の実績 (令和4年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	情報基盤 整備課	第四次LGWAN 接続ルータ機 器賃貸借契約	令和5年3 月17日	3,429,360	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7 番1号	第167条の 2第1項第2 号	<p>沖縄県が日々の行政運営で利用しているLGWAN-ASP及びeTaxなどの各種サービスは、LGWAN(地方公共団体の組織内ネットワーク)により提供されている。LGWAN接続ルータは、県庁内のネットワークとLGWANとの境界に設置が義務づけられており、LGWANを利用する上で安定的な稼働及び持続的な接続が必要不可欠である。本業務は当該ルータの保守及び調達を行うものである。</p> <p>以下の理由から、ネットワーク基盤サービス事業者であるソフトバンク株式会社と随意契約を行う。</p> <p>○地方公共団体情報システム機構において、LGWAN接続ルータは運用と保守を一元管理できるため、第四次LGWANネットワーク基盤サービス事業者(ソフトバンク(株))が提供するサービスを利用することを推奨している。</p> <p>○当該業務において、LGWAN運用主体(ネットワーク基盤サービス事業者)が実施することで、LGWAN側(LGWAN又LGWAN接続ルータ)において、障害発生した場合、監視から保守対応までの対応を一元的に行うことで、迅速な状況把握、早急な復旧を行う事ができ、安定的かつ持続的な稼働を行うことができる。</p>	特命随意 契約・長期 継続契約
7	情報基盤 整備課	CORAL基幹シ ステム管理業 務	令和5年3 月28日	29,211,875	一般財団法人沖縄ITイ ノベーション戦略センター	沖縄県那覇市銘苅二丁 目3番6号 那覇市IT創 造館4階	第167条の 2第1項第2 号	<p>CORAL基幹システムは良質な県民サービスを提供するための県職員の業務遂行において重要な基盤であり、各種業務システムは本システムを通して利用されているため、本システムに障害等が発生した場合には職員の業務や行政サービスに致命的な影響を与えることから、本システムの安定稼働は必要不可欠なものである。</p> <p>そのため、受託事業者は基幹サーバ等の機器のみならず、本庁舎から各出先機関等まで含めた約250機関に設置されたネットワーク機器の特性及び設定情報等を熟知しており、LGWAN等の他ネットワークとの接続や各部局のシステム等についても把握している必要がある。</p> <p>また、本システムは24時間365日の常時稼働が前提となっており、障害発生時等において迅速な復旧対応を行う必要があることから、本システム全体の構成や設定等を把握し、これまでの管理・運用を行ってきたことで蓄積された知見を有していること、障害発生時において迅速な対応及び復旧を行う体制を有していることも必要であり、これらの要件を満たしているのは、「一般社団法人沖縄ITイノベーション戦略センター」のみである。</p>	特命随意 契約・長期 継続契約

企画部 における随意契約の実績 (令和4年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	情報基盤 整備課	第二期沖縄県 情報セキュリ ティクラウド サービス利用 契約	令和5年3 月31日	712,508,940	NEC・OCC・C&C沖縄 県情報SCコンソーシアム ①日本電気株式会社 沖 縄支店 ②株式会社オーシーシー ③株式会社C&C沖縄	①沖縄県那覇市久茂地 二丁目2-2 ②、③沖縄県浦添市沢岬 二丁目17番1号	地方公共団 体の物品等 又は特定役 務の調達手 続の特例を 定める政令 第11条第1 項第2号	本業務は令和4年度に移行が完了した第二期沖縄情報SCの、令和5年4月からのサービス利用を受けるための契約である。 本サービスは県及び市町村のインターネット接続部分を監視し、不正アクセスや外部からの侵入を防ぐ事を目的としており、県及び市町村におけるシステム構成及び機器設定情報などを正確に反映させた上で安定したサービス提供を行う必要がある。 当該契約事業者は令和4年度の移行事業を実施しているが、通常、システム構築を行った事業者以外が運用及びサービス提供を行うことはなく、仮に新規事業者が移行を完了したシステム運用を行うことは事実上不可能である。 また、通信障害やサイバー攻撃による障害が発生した場合、迅速な復旧を行う必要があるが、システムの詳細を知り得ないその他事業者が迅速な対応や復旧を行う事は困難であり、システム復旧が困難になれば県及び市町村の業務に著しい障害が生じる。 上記状況を踏まえ、同クラウドの安定した運用・サービス提供が可能であるのは当該事業者のみであることから、当該事業者を契約相手方とした。	特命随意 契約・債務 負担行為 による複 数年契約 (令和5年 4月1日か ら令和10 年3月31 日まで)
9	情報基盤 整備課	LoGoチャット 利用契約	令和5年3 月17日	10,098,000	株式会社ラクセスイノ ベーション	沖縄県沖縄市八重島一 丁目2-18	第167条の 2第1項第2 号	LoGoチャットは、株式会社トラストバンクが運営するLGWAN-ASPで提供されるチャットサービスであるが、同社は当該サービスの取扱を都道府県毎に1社の取扱としており、沖縄県内においては株式会社ラクセスイノベーションのみが取扱代理店となっている。	特命随意 契約・長期 継続契約
10	情報基盤 整備課	沖縄県ホーム ページ管理シ ステム保守業務	令和5年3 月29日	1,149,500	グローバルデザイン(株)	静岡県静岡市葵区紺屋 町17番地の1葵タワー1 6階	第167条の 2第1項第2 号	本業務の内容は、平成23年度にグローバルデザイン(株)が受託し、構築されたシステムの保守業務である。 構築事業者以外の者が本業務を履行すると、障害等発生時における責任の所在等が不明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、構築事業者であるグローバルデザイン(株)を契約の相手方とした。	特命随意 契約・長期 継続契約

企画部 における随意契約の実績 (令和4年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る委託業務	令和5年3月20日	10,482,019	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町2-5番地	第167条の2第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	特命随意契約・長期継続契約
12	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアウォールの監視及び保守委託業務	令和5年3月13日	17,095,980	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町2-5番地	第167条の2第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	特命随意契約・長期継続契約
13	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク運用管理委託業務	令和5年3月10日	11,210,760	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	ネットワークの管理運用等は、同ネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	特命随意契約・長期継続契約
14	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器保守管理委託業務	令和5年3月10日	2,166,780	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	ネットワーク機器の保守管理にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	特命随意契約・長期継続契約
15	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援委託業務	令和5年3月10日	3,847,800	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、システムの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	特命随意契約・長期継続契約

企画部 における随意契約の実績 (令和4年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末増設機器等運用支援委託業務	令和5年3月10日	1,732,500	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	住基ネット業務端末等運用支援の委託にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	特命随意契約・長期継続契約